

発 言 者	要 旨
三野委員	<p>今回の地方交付税、地方財政計画、基準財政需要額を使つての給与削減という手法について、どのように考えているのかをお聞きしたいと思います。</p>
西原政策部長	<p>今回のいろいろな地方交付税の問題でございますけれども、基本的に、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定することになりますので、あつてはならないとの認識に立つてございます。</p>
三野委員	<p>基本的にはいいと思いますけれども、私は、具体的に地方交付税の中身について、議論をさせていただきたいと思います。</p> <p>地方交付税、地方財政計画、基準財政需要額は、地方の自治体の標準的な行政サービスを維持するために要する金額を算出する必要があり、単位費用、測定単位、補正係数などを用いた各項目を設定しています。</p> <p>基準財政需要額は、道路橋梁費、港湾費、小中学校費、生活保護費、高齢者福祉費などの部分を積み上げるトータル方式で算出しています。需要額の総額を積算するための個別項目の設定は、いわゆる需要を出す手法でありまして、記載されている金額のとおり、財源を充てるものではないと思っています。過去に、本県で算出された個別項目どおりに、財源を充てたことがあるのかどうか、お聞きしたい。</p>
西原政策部長	<p>標準的な経費を積算することによりまして、地方の財源保障を行うという国の考え方に基ついての交付税積算となつてございますので、標準的な経費どおりに県は、支出の執行をしていないのが現状でございます。</p>
三野委員	<p>そのとおりだろうと思います。国が公共事業を減らして、補助事業などをマイナスにしたときに、本県は単独でプラスにしたことがあります。また、賃金カットを積算以上に実施したこともありました。実は、10%を超えていますから、地方公務員法違反以上にしていきます。人員削減もしています。</p> <p>地方財政計画、基準財政需要額、地方交付税どおりに支出の執行を県がしたことはありません。個々の算定の積み上げであつて、首長の裁量行為で自由に使える財源という地方交付税の考え方を失つたら、地方自治は成り立たないと思っています。</p> <p>今回の問題は、これだけではなく、地方消費税の問題があります。</p> <p>交付税措置されているにもかかわらず、社会目的化財源にしました。固有の財源として自由財源があるのに、社会目的化とすること自体、おかしいと思います。なし崩し的に何でも最後に数字合わせをすればいいということであり、地方交付税の危機に来ていると思います。</p> <p>今回、給与削減のかわりに地方元気づくり事業をしている理由は、地方が怒るから、削減分を額で見るということでもあります。これは額の議論でありまして、</p>

発 言 者	要 旨
西原政策部長	<p>地方交付税の中身がどうあるべきか、住民自治として何に需要額があるのかという基本が、今回もう全くなくなってしまいました。</p> <p>地方自治に携わる関係者が、今回の問題をきちんと認識しなければ、このままなし崩し的にやられていくと思っています。1つの算定基準で、これほど国からやかましく言われたことは、かつてないと思いますが、いかがですか。</p> <p>国の給与減額支給措置を踏まえて、同様にしてほしいという要請は、過去には余りなかった記憶がございます。</p>
三野委員	<p>地方交付税違反ですから、過去にはありません。</p> <p>今回のように、総務省がしつこく調査したこともなかったはずです。余りにも、総務省が情けないと思います。地方自治体の取りまとめ役であるにもかかわらず、なぜそこまで財務省の言いなりになっているのか理解できませんけれども、地方自治の否定につながるものと思います。1つの算定基準をこれほど重視して取り上げることは、かつてなかったと思います。東日本大震災の問題で、しようがない、みんな我慢しなければならぬということで、地方自治体が押し切られています。片や、当初予算は、既に決定しており、交付税で浮いた分の取扱いに関する議論も出てまいります。これは数字合わせの話であって、大変、大きな問題があると思っております。</p> <p>標準行政的経費において、何を担保として、何をしなければいけないのかという部分が形骸化しています。地方も、金額だけくれればよいという論理になっていると思いますが、いかがですか。</p>
西原政策部長	<p>基本的には、地方の自主的な運営を行う上で固有の財源が必要でありますから、地方一般財源がきちんと手当される形で対応してもらいたいと考えてございます。地方が決めるというよりは、国と地方、全体の中で国が決めていく話でございますので、国の主導するところが大きいわけでありませけれども、地方としては、自主的な行政運営や財政運営を行う上で、必要な一般財源総額を確保してほしいということが基本でございます。</p>
三野委員	<p>財源を確保できればいいということではありません。お金の色が違うけれども、総額だけ合えばいいということではいけません。総額が合っていても、色がついていれば意味がありません。なし崩し的にやられていくということは、地方自治の根幹にかかわる問題であり、本当に危機的な状況であると思っています。昔には地方共有税の議論などがありましたけれども、来年の地方財政対策も含めて真剣に検討すべきであります。課税自主権がなく、国のように増税ができない地方が、身の丈に合った運営を行うため、自由に使える財源をどのように用いるのかということが真の地方自治であります。地方固有の政策ができなくなることは、危機的な状況であると思っています。部長が悪いのではありませんけれども、こ</p>

発 言 者	要 旨
西原政策部長	<p>れから国に対して、昔の闘う知事会というスタンスに立ち戻り、どうするのかということを実際に考えなければならないと思います。</p> <p>骨太の方針関係であります。</p> <p>骨太方針の中で、来年から地方交付税の別枠加算を削減、廃止するとあります。別枠加算は、平成 20 年のリーマンショック後の不況対策でつくられ、平成 21 年に 1 兆円、平成 22 年に 1.5 兆円、平成 23 年に 1.3 兆円、平成 24 年に 1.1 兆円、そして平成 25 年に 1 兆円であります。</p> <p>仮に、1 兆円が廃止された場合、本県に地方交付税として、どのぐらいの影響があるのか、わかればお示しいただきたいと思います。</p> <p>仮定の話でありますけれども、過去の地方交付税総額と本県の地方交付税との割合から考えますと、大体総額に対して本県は約 0.6% 程度という率になります。平均的な率でございますけれども、単純に 1 兆円ということであれば、60 億円程度になります。</p>
三野委員	<p>これは、大変な話であります。私はこの件については一般質問で議論したいと思っておりますけれども、臨時財政対策債で廃止、削減するのが筋であろうと思っております。</p> <p>1.3 兆円もの地方財源不足がありながら、別枠加算といいますが国からいただく金額を減らされたら、地方は、ますます大変な事態になると思っております。本当に国と真剣に議論していかなければ、来年以降、地方財政対策は、知れば知るほど、勉強すれば勉強するほど危機的な状況であると感じます。昨日の G8 サミットで財政再建についてもやらなければならないとされた中で、地方が財政を確立しなさいとの内容が骨太方針に入るという予測が当たれば困ると思っております。</p> <p>今後、地方自治体として取り組むべき普遍的な政策に裏づけされた中で、今の財源不足も解消するための法定率上げなど、いろいろな議論も行ってきましてけれども、それだけではなく、いろいろなことを検討して、知事会上げていき、国と地方の協議の場に持っていかなければ、同じことが繰り返され、押し切られるということになってしまうと思っておりますが、これは意見としておきます。</p> <p>県債の問題であります。</p> <p>平成 25 年の発行額は、638 億円でありまして、そのうち臨財債が 360 億円であろうと思っております。それ以外に、借換債があります。当初予算では、借換債が 428 億円です。したがって、発行額を合わせると、毎年 1,066 億円の借金の契約をしているということになります。この借換債は、平成 14 年の 10 年債が 118 億円、平成 20 年の 5 年債が 310 億円でありますけれども、この借換債がどういう推移をしているのかを、お聞かせください。</p>
西原政策部長	<p>借換債の基本的な発行ルールを申し上げますと、大体 30 年で償還をしていこうという形の中で、例えば 10 年借りて、その後、10 年借りかえるという形で</p>

発 言 者	要 旨
三野委員	<p>借換債が生じています。そのときに、金利情勢を見ながら、10年で借りかえるのか5年で借りかえるのかという選択を行っているのが状況でございます。</p> <p>25年度予算の借換債は、428億円でございます。過去、一昨年が279億円ほどございまして、金額的には大体200億円から300百億でございました。来年度は600億円ほどになり、大体500億円から700億円の間に、今後五、六年間は続くと思込んでいます。</p> <p>臨財債がふえていることもあり、多分借換債がふえていくのだろうと思います。500億円、600億円であれば、総発行額が毎年1,200億円となります。県債の利子だけでも、ことしで124億円の利子を支払っています。今後、国債金利が上がる可能性が高くなるのではないかと思いますし、毎年1,200億円の借換債の契約を更新するときには新たな金利で契約を行うはずでありますから、金利が上昇するだけ、利子がふえていきます。借換債がどんどんふえていくことに関して、どういう対応をしていこうと思っているのか、お聞かせいただきます。</p>
西原政策部長	<p>現在、利率に関しましては、1%を切った状態でありまして、0.4ないし0.5でございます。借換債に関して、ことしの5月発行に関して言えば、低いもので0.3%、高いもので0.8%という状況でございます。今後につきましては、そのときの金融情勢、経済情勢によって変わってくるようになりますので、一概にどうなるのかを申し上げることはできません。ただ、今の長期金利が上がりそうであるという雰囲気は感じ取れますので、金利情勢の動向に関しては、注意深く見た上で、発行月をいろいろと工夫していく必要があると思っております。</p> <p>通常、5月発行が多いわけでありましてけれども、年度途中の11月など、一時借入金で利息を払わなければ利息が発生してくるときには、安い金利であれば先借りをを行い、金利を抑える工夫をしておりますので、発行月も勘案し、金利情勢に気をつけながら対応していきたいと思っております。</p>
三野委員	<p>0.8%があるということは、金利が動いているということであろうと思います。新規の発行債の金利については、本当に大変であると思っておりますけれども、できるだけ借金を少なくするか臨時財政対策債の問題を、来年の地方財政対策において、どのように考えるのか、お伺いします。</p> <p>折半ルールも3年で、ことしが最後であると思っておりますし、延長の延長、3年の繰り返しで来ていますから、来年はどのようになるのかわかりません。国が半分みないという話も聞いたことがあり、そうなれば一層大変なことになります。</p> <p>ところが、きのうの代表質問の答弁で、黒字額が平成24年で70億円出る見込みであると言われました。70億円の黒字が出ることは、財政運営として好ましいことです。ただ、大本の350億円は、臨時財政対策債の一般財源という借金でありますから、実際のところ、黒字であると言っても、借金で借りていた分</p>

発 言 者	要 旨
西原政策部長	<p>が入っているだけの話であります。</p> <p>おそらく、毎年ある程度の黒字額を出して、次の財政調整基金や減債に努めなければならないという観点で行っていると思いますけれども、翌年の借換債で結構でありますから、額を減らして借りかえたらいいのではないかと考えます。補償金の問題が出るようでありますけれども、通常の方を繰上償還するとか、同じ額を借りかえるのではなく、そのときの前年の剰余金なり減債管理基金の中で、今度、長期金利がどうなるのかを予測しながら大本の元本を減らすということも一つの金利対策であり、利子を減らす方法であると思いますが、この見解について、お聞きしたい。</p> <p>金利情勢によりますけれども、上昇傾向にある中において、金利負担を軽減していくことは、基本的な考え方になると思っております。平成 24 年度の決算剰余金は、あくまで概数で、きのう、知事から申し上げましたけれども、70 億円程度の黒字が出るという見込みであります。半分は、地方財政法の規定で積立金をする必要がございますけれども、残りの部分に関しては、本当に大幅な金利上昇があれば繰上償還を行い、金利負担を抑えるという方法もあろうかと思っております。ただ、繰上償還は問題がございますして、借換債のときに発行額を抑えるという方法は確かにあると思っております。</p>
三野委員	<p>いずれにしても、平成 25 年度では、そういう形はとれません。平成 26 年度の借換債のときにどういう対応ができるのかということになりますので、今後の財政状況、金利の状況を踏まえて、これからよく考えてみたいと思っております。</p> <p>今まで、単純に借りていた額で借りかえていたという仕事しかしていなかったと思っております。低金利のときは、それでいいのかもしれないけれども、今後は、新たなやり方も考えていかなければなりません。県民に、県は 120 億円もの利子を払っていると言ったら、皆さん様に驚いています。知恵を出しながら、工夫できることは工夫しなければいけないと思っておりますので、減債管理基金と借換債の関係も、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。</p> <p>きょうの新聞で、借金で公共施設を解体できると報道されておりました。今回の総務省が出した見解は、拡大解釈であると思っております。</p> <p>維持・補修事業に関する起債の充当は、これまで認められていませんでした。草刈りは該当しないと思っておりますけれども、護岸の根岸の損傷や道路の陥没を改修する事業に起債を入れるのはおかしいという議論は、改修することが長寿命化につながるわけありますから、以前から違和感がありました。財政規律は、守らなければなりませんけれども、新規事業ばかりではなく、これから社会資本の補修整備を順次しなければならぬのであれば、今回の総務省の見解を引用し、維持修繕もケースによっては、起債充当することを検討すべきであると思っておりますが、</p>

発 言 者	要 旨
西原政策部長	<p>どのようにお考えか、お聞かせください。</p> <p>今回、借金で公共施設解体という、新聞記事が出ていますけれども、基本的に、単なる解体単独の場合は、該当しないということであります。あくまで機能移転といたしますか、そのものを壊して、ほかのものに切りかえるとか、防災上必要であるという、いろいろな制限を考えた上での対応と見受けられますけれども、基本的には、地方債は、建設事業に充てるという規定が地方財政法にございます。民間で言えば、借金をする一方で、資産の減価償却をしながら利益でもとをとっていくという形がとれますが、公共の場合は、借金は借金として残りますので、できるだけ抑えられるものは抑えたいと考えています。地方債は、建設事業に充てたいと思いますが、維持補修に関しては、できれば極めて厳しい目で見ながら対応していくべきではないかと思っております。</p>
三野委員	<p>原則として、維持補修に起債を充当しないという考え方は、合っていると思います。しかし、生活道路であるにもかかわらず、金がないので、直してくれないとか、県は、金がないから河川を直してくれないという中での工夫論であります。今回の公共施設の話は、防災上の方は全く意味をなさず、拡大解釈であると思います。毅然とするところは毅然として、ポリシーを示さなければ、だんだんなし崩しになります。原則は原則で、先ほどのお答えは、一つのポリシーでありますから、それで構わないと思います。国は、これから地方の意見を聞くと言っていますので、きちんと地方としても意見を言っていたきたい。前はしているなど、なし崩しになれば、本当の論理が希薄になると思います。</p> <p>道州制について、意見を述べさせていただきます。</p> <p>今回、自民党と公明党が法案を出そうとしていますけれども、問題は、法案を今なぜ出さなければならぬのかという理由が見えないことでもあります。国、都道府県、市町村の行政のあり方について、どこに問題があり、どうしなければならぬのかという事柄を洗い出すことが先決であると考えます。</p> <p>法案には、都道府県の廃止のみであり、国の省庁の廃止とか国の税関はどうかという規定はありません。さらには、基礎自治体のあり方についても、何ら規定がありません。平成の大合併時に、市町村合併をしたところは、これから合併の交付税がなくなっていく中で、どんどん大変な状況になるにもかかわらず、基礎自治体をどうしていくのかが見えません。松原委員の地元である三木町は、財政がいいのかもしれませんが、町内で道州制を進めていいのだろうかという議論があるようであります。</p> <p>一番最初の道州制の議論としましては、小沢さんも言っていました、10万の市が基礎自治体とする前提での道州制でありました。住民が一番近い基礎自治体が、住民自治としてどうあって、それを補完する広域自治体としてどうあるべ</p>

発 言 者	要 旨
	<p>きかという議論から打ち上げていくべきだと思っておりますけれども、全然見えません。</p> <p>推進派は、改革のイメージづくりを先行させ、都道府県を廃止し、国と地方の二重化を防止すると説明しておりますけれども、国の視点の、いわゆる中央集権といえますか、国から地方への地方交付税や財政支出を抑えるための、財政再建のための道州制としか思えません。今後、さらなる市町村合併を国から強いられるということになるのではないかという危惧さもあります。自民党の中でも意見がいろいろとありまして、慎重派の人もおられます。いろいろな議論をし、洗い出しをしてから進めるべきであると思います。</p> <p>確かに、30年後、高知県の人口は53万人ないし55万人になるとの推定が出ています。53万人ないし55万人という人口が、都道府県の役割として機能するかどうかという議論はあると思いますけれども、それは30年後でありますし、これから人口対策も数多く行う状況の中で、余りにも後ろ向きな議論ではないのかと思います。住民自治をどう守っていくのかという視点が大事であるという考え方を、ぜひ国と地方の協議の場で意見反映していくために、地道に積み上げていただくことを要望します。</p>